

北労基発 0927 第7号
平成 29 年 9 月 27 日

社会福祉関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局労働基準部長

はしご・脚立からの墜落・転落災害の防止について（要請）

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

北海道における労働災害は、本年8月末の状況では、死亡者数は43人と前年同期に比べ3人増加、死傷者数は、3,589人と34人の減少となっておりますが、減少に向け一層の取組が求められる状況にあります。

労働災害を分析すると、別紙1のとおり、はしご又は脚立を使用した作業中に死亡する労働災害発生が多く発生し、死亡災害により過去3年間に7人の方が亡くなっております。

このため、今般、北海道労働局では、はしご・脚立の使用中に発生する労働災害防止に資するため、安全な使用のポイントを別紙2のリーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下会員事業場に対して周知していただき、作業の安全が図られますようお願いいたします。

なお、リーフレットは印刷後、別途送付させていただきます。

※リーフレットは北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

北海道労働局> 各種法令・制度・手続> 安全衛生> 安全衛生> 労働災害防止について> その他の労働災害防止の防止について> はしご・脚立からの墜落・災害を防止するために!

連絡先 電話 011-709-2311(代) 内線 3553

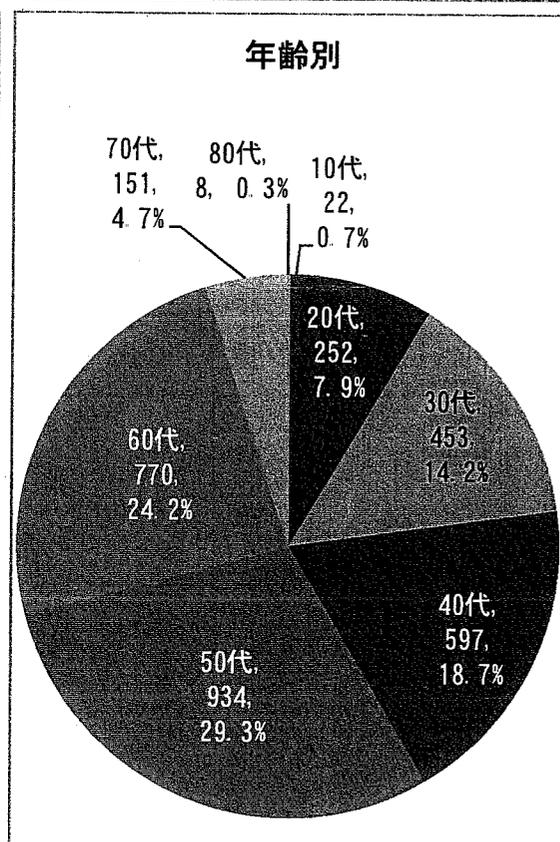
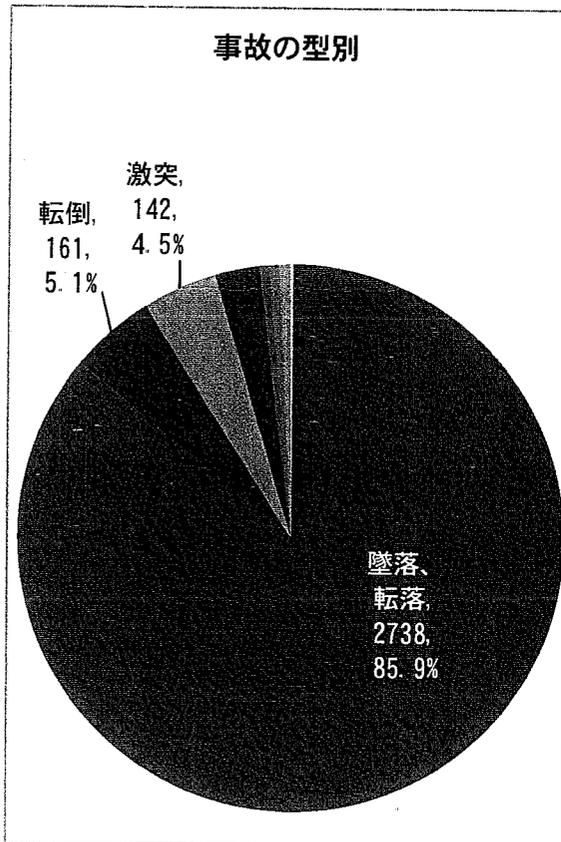
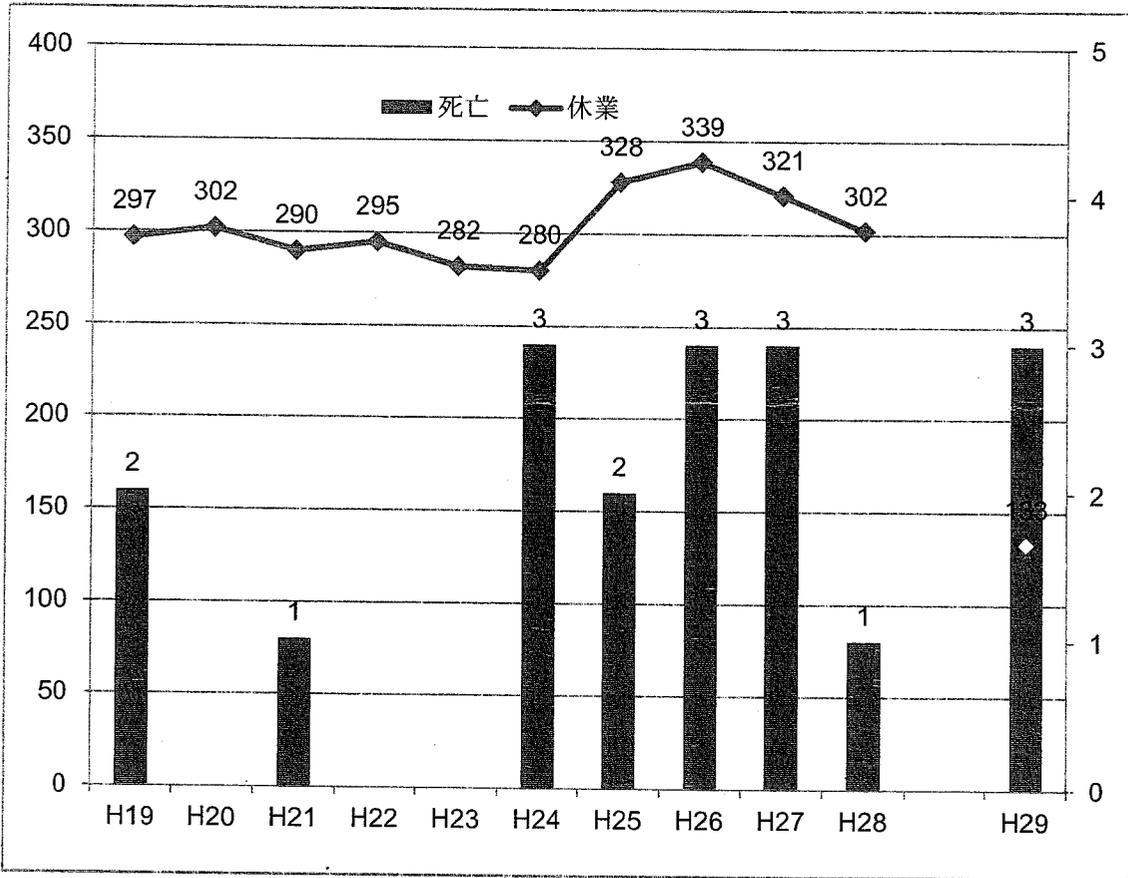
北海道内において発生した脚立及びはしご労働災害発生状況

北海道労働局

1 使用時の死亡労災事故（平成27年1月～平成29年7月）

発生月 種類	場所 業種	性別 年代	事 故 の 概 要
29年6月 脚立	稚内市 社会福祉施設	女 50代	被災者は、洗濯物を干すため脚立の二段目（約4.6m）に立ち作業中バランスを崩し、臀部を強打した。帰宅後容体が急変し、S状結腸穿孔により死亡したものの。
29年5月 脚立	帯広市 ビルメン業	男 60代	被災者は、事務室の天井裏にある空調設備の調整のため、脚立の二段目（約1.2m）に立ち作業中、バランスを崩し仰向けに転落し、後頭部を強打したものの。
29年4月 はしご	千歳市 建設業	男 20代	被災者は、個人住宅の屋根塗装工事において、壁に長さ約7.4mのはしごを立てかけ、そのはしご上で塗装作業中、はしごの脚部を固定していたものが破損し、はしごが倒れたことにより、墜落被災したものの。
28年8月 はしご	恵庭市 農業	男 80代	被災者は、庭木の剪定のため、その木にはしごを立て掛け枝払い作業後、はしごを下りる際、バランスを崩し2m墜落被災したものの。
27年5月 はしご	札幌市 ビルメン業	男 40代	被災者は、2階の窓掃除のためはしごを立て掛け作業中、体勢を崩し、約4m墜落被災したものの。
27年4月 はしご	千歳市 林業	男 60代	被災者は、樹木にはしごを固定して幹上部を切断作業後、はしごを下りる際に足を踏み外し、約5m墜落被災したものの。
27年2月 脚立	鹿追町 運輸交通業	男 60代	被災者は、高さ1.1mの脚立を用いてバスの窓ふき作業中、転落し頭蓋骨骨折により死亡したものの。

2 脚立・はしごによる労働災害統計



はしご・脚立からの 墜落、転落災害を防止するために！



STOP！労働災害

作業中に7人の方が死亡しています。(平成27年1月～平成29年8月)

北海道内では、はしご・脚立を用いる作業中に墜落、転落により、死亡災害が発生しています。その原因は、はしごの不適切な使用及び不安定な状態での脚立の使用によるものです。

はしご・脚立を安全に使用していただくために、このリーフレットを作成しましたので参考にしてください。

はしごの安全な使用のポイント

- ① はしごの上部・下部の固定状況を確認して下さい。
(固定できない場合、別の者が下で支える)。
- ② 足元に、滑り止め(転位防止措置)をして下さい。
- ③ はしごの上端を上端床から60cm以上突出させて下さい。
- ④ はしごの立て掛け角度は75度程として下さい。
- ⑤ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。

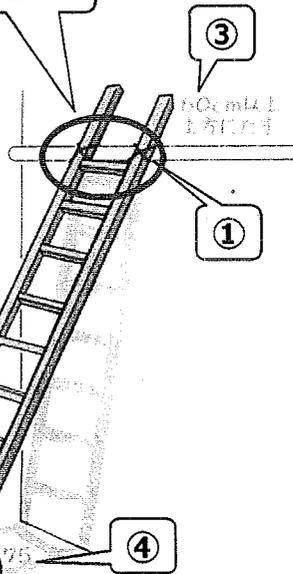


立てかける位置は水平で、傾斜角75°突き出し60センチ以上となっていることを確認



「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

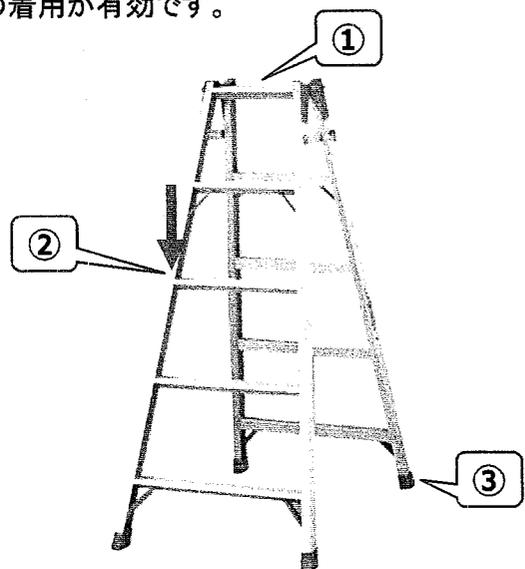
しっかり固定！



出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全な使用のポイント

- ① 不安定になるので天板の上で作業しないで下さい。
- ② 天板から2段目以下の踏みさんを使用して下さい。
- ③ 凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しないで下さい。
- ④ 身を乗り出したり、頭の真上での作業はしないで下さい。
- ⑤ 脱げやすい又は滑りやすい履物などは履かないで下さい。
- ⑥ 荷物を持つての昇降はしないで下さい。
- ⑦ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。



北海道内において発生した死亡労働災害事例

(平成27年1月～平成29年7月末現在)

脚立

No. 1 脚立に立ちバランスを崩す

【事例】洗濯物を干すため脚立に立ち(46cm)作業したところ、バランスを崩して墜落し、臀部を強打。

No. 2 脚立に立ちバランスを崩す

【事例】事務室の天井裏にある空調設備の調整のため、脚立に立ち(約1.2m)作業中、バランスを崩して墜落し、後頭部を強打。

No. 3 体勢を崩し、墜落する

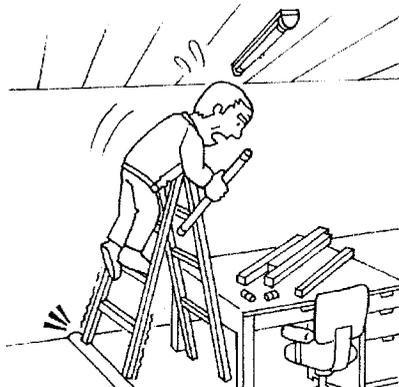
【事例】高さ1.1mの脚立を用いてバスの窓ふき作業中、バランスを崩して墜落し、頭部を強打。

北海道内では、平成28年の1年間に、はしごや脚立を用いた作業中、292人の方が4日以上休業しています。

〈正しい使い方をしましょう!〉



脚立がぐらつきバランスを崩した。



脚立がぐらつきバランスを崩して飛びおりた。



脚立がぐらつきバランスを崩した。

はしご

No. 1 脚部を固定していた枕木が破損する

【事例】壁に長さ約7.4mのはしごを立て掛け、そのはしご上で塗装作業中、はしごの脚部を固定していた枕木が破損し、はしごが倒れて墜落。

No. 2 はしごを降りる際バランスを崩す

【事例】はしごを庭木の剪定のため、木に立て掛け枝払い作業後、はしごを降りる際、バランスを崩し2.0m下に墜落。

No. 3 はしごを降りる際、踏み外す

【事例】2階の窓掃除のため、はしごを立て掛け作業中、体勢を崩し4.0m下に墜落。

No.4 脚立に立ちバランスを崩す

【事例】立木にはしごを固定して幹上部を切断作業後、はしごを降りる際に踏みさんを踏み外し、約5.0m下に墜落。

このリーフレットについて、詳しくは北海道労働局 安全課(Tel011-788-6371)にお問い合わせください。